## 市第 157 号議案

横浜市男女共同参画センター条例の一部改正

横浜市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文子

## 横浜市条例(番号)

横浜市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例 横浜市男女共同参画センター条例(昭和63年3月横浜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号に次のように加える。

## ウ 駐車場

第8条第1項中「受けた者」の次に「又は男女共同参画センター 横浜北において駐車場を利用する者」を加え、同条第3項中「利用 料金」の次に「(駐車場に係る利用料金を除く。)」を加え、同条 に次の1項を加える。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに 納付しなければならない。

## 別表中

Γ.							
	附	帯	設	備	1式又は1台、1日につき	90,000	を
Г							1
	駐主	耳	<u> </u>	場	1台、30分につき	100	1
	附寸	帯	設	備	1式又は1台、1日につき	90,000	ار

改め、同表備考2中「の施設」の次に「(駐車場を除く。以下同じ

市第 157 号

。)」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

# 提案理由

男女共同参画センター横浜北の駐車場について、利用料金に関する規定の整備を図るため、横浜市男女共同参画センター条例の一部を改正したいので提案する。

### 参考

横浜市男女共同参画センター条例(抜粋)

(施設)

第 3 条 前 条 に 掲 げ る 事 業 を 行 う た め 、 セ ン タ ー に 次 の 施 設 を 置 く 。

(第1号及び第2号省略)

③ 男女共同参画センター横浜北

( ア 及 び イ 省 略 )

ウ 駐車場

(利用料金)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者又は男女共同参画 センター横浜北において駐車場を利用する者は、指定管理者に対 し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わ なければならない。

(第2項省略)

- 3 利用料金(駐車場に係る利用料金を除く。)は、前納とする。 ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、 指定管理者は、後納とすることができる。
- 4 <u>駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに</u> 納付しなければならない。

別表(第8条第2項)

種	別	単	単 位		用	料	金
	(省	略)	)				

男女共同参画セ				(省	略)	
ンター横に	駐	耳	Ē	場	1台、30分につき	<u>100</u>
横 浜 北	附	帯	設	備	1式又は1台、1日につき	90,000

### (備考)

### (1省略)

2 センターの施設 (駐車場を除く。以下同じ。) の利用が 、午前9時から午後9時までの時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、利用する 当該施設の1日の利用料金の額に7分の1を乗じて得た額 とする。この場合において、時間外における利用時間が1 時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるとき は、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

### (3及び4省略)